

裁 決 書

審査請求人

請求代理人

処分庁

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和2年3月25日付けをもって提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（令和2年1月24日付け [REDACTED] 号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求には理由があるから、本件処分を取り消す。

概 要

1 本件は、法による保護を受けていた請求人が、1級の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」という。）を根拠に障害者加算が加算された保護費を受給していたところ、本来は障害年金（2級）に基づく加算が正しく、その差額が過支給になっていたとして、処分庁が法第63条に基づき本件処分を行ったため、本件処分の取消しを求めた事案である。

2 関係法令等の規定

(1) 法第1条（目的）

法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(2) 法第4条第1項（保護の補足性）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

(3) 法第8条第1項（保護の基準）

保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

(4) 法第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

(5) 障害者加算（生活保護手帳2019年度版）

① 加算額（月額）・次の「ア」に該当する在宅者（2級地） 2万4940円

・次の「イ」に該当する在宅者（2級地） 1万6620円

② 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

- ・ア 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者。
- ・イ 上記等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者。

③ 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

上記を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関が指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

④ 「障害の程度が確認できる書類」についての問答

【問】 上記「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者手帳が含まれるものとして解して差し支えないか。

【答】 精神障害者手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診断を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳1級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める1級の障害と、同手帳2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

3 前提事実（証拠により容易に認定できる事実及び争いのない事実）

(1) 請求人は、本件処分当時 [] 歳 ([] 生まれ) の女性である。

(2) 請求人は、平成29年3月15日から法による保護を受けていた。

保護の開始当時、請求人は、精神障害者手帳（1級）の交付を受けており（なお、平成30年1月に2級に変更されている。）、また、障害年金（2級）を受給していた。

請求人が受給する保護費には、上記2(5)アの障害者加算（以下「加算ア」という。また、同イの障害者加算を「加算イ」という。）が含まれていた。

(3) 処分庁は、平成29年3月分から令和2年1月分までの保護費に関し、本来は加算イが加算されるべきところを、誤って加算アが加算されてきており、その差額合計28万2555円が過支給になっていた（以下「本件過支給」という。）として、令和2年1月24日付けで、法第63条に基づき28万2555円の返還決定をした（本件処分）。

(4) 請求人は、令和2年3月25日付けで、本件処分を不服として本件審査請求を行った。

主 張

1 請求人の主張

(1) 法第63条に基づく返還決定は、保護の補足性に基づき保護費の返還を義務づけるものと解されるところ、最低限度の生活保障という法の趣旨・目的は、保護の補足性に優先するものと解すべきであって、法第63条が、被保護者に資力がない場合でも、毎月支給される保護費を原資として返還を義務づけ、健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活水準を被保護者に強いる趣旨とは解されない。

したがって、法第63条に基づく返還義務が生じる保護費の対象は、返還決定の時点で現に存在し活用し得る資力の範囲に限られるものと解すべきであり、そのような資力のない請求人に対する本件処分は違法である。

(2) 本件においては、本件過支給が発生したことにつき請求人に帰責性はなく、専ら処分庁の過誤によるものである。にもかかわらず、全額返還を求める本件処分は、法第63条の趣旨に反するものであって、違法である。

この点、厚生労働省も、平成28年8月に開催された第42回地方分権改革有識者会議の中で、事務処理の誤り、すなわち被保護者に帰責性がない過支給に対する返還については、慎重な姿勢を示している。

(3) 法第63条が全額返還を一律に義務づけるのではなく、返還額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねた趣旨からすれば、法第63条の返還決定によって、被保護者の自立が阻害されるような場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法となると解すべきであり、同旨の裁判例・裁決例も多数出されている。

2 処分庁の主張

(1) 精神障害者手帳の交付を受けており、かつ、障害年金を受給している請求人に対する障害者加算については、厚生労働省の指導によれば、本来、障害年金の級に基づいて加算イとすべきであったところを、精神障害者手帳の等級に基づいて加算アとしたものであり、本件過支給は処分庁の過誤によるものであったことは認める。

しかし、本件過支給が発生していることは事実であって、法第63条は過支給の発生原因を限定していないし、他の被保護者との公平を図るためにも、返還がなされて然るべきである。

また、厚生労働省の指導により、自立更生費用が認められない限り全額返還が原則であるとされているところ、請求人においては自立更生費用にあたる支出が認められなかつたのであるから、全額返還を決定した本件処分に違法・不当な点はない。

(2) 請求人に対しては、処分庁の過誤であったことを謝罪したうえで、一括返還でなくとも、毎月少額ずつの返還が可能であると伝えており、一定の配慮をしたつもりである。

理由

1 争点

本件の争点は、法第63条の趣旨等に照らし、本件過支給相当額の返還を決定した本件処分が適法といえるかである。

2 法第63条に基づく費用返還請求の違法判断の枠組み

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、一定額を速やかに返還しなければならないとしつつ、その返還額については、一律にその受けた保護金品に相当する金額全部とするのではなく、具体的な算定方法を定めることなく被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定めるものとしており、保護の実施機関に一定の裁量を認めている。

これは、法第63条は本来支弁される必要がなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは全額返還とされるべきであるが、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが被保護者の自立及び更生を助長するという生活保護制度の目的に適うこと、保護金品の全額を返還額とすることが被保護者の生活を著しく圧迫する場合には、被保護者の自立を阻害し、生活保護制度の趣旨に反する結果となり得ることによるものと解される。

このような法第63条の趣旨及び、法の目的が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するところ(法第1条)にあることを勘案すると、保護の実施機関が法第63条に基づく返還決定における返還額について有する裁量は全くの自由裁量ではなく、返還額の決定にあたっては、被保護者の自立助長の観点からの考慮をすべきであり、被保護者の支出入状況、今後の生活設計等から判断して被保護者の自立更生のために必要と認められる額、それを踏まえた場合の被保護者に返還決定が与える影響、自立更生費用の有無等について検討することが求められる。

そして、保護実施機関の裁量権の行使(処分)が逸脱濫用に当たるかを検討するにおいては、それが裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判

断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法になるとすべきであり（最高裁平成18年2月7日第3小法廷判決・民集60巻2号401頁）、上記の観点からの考慮をしないことなどにより、法第63条に基づく返還決定が被保護者の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となる場合があると解される（熊本地裁平成30年3月30日判決・判例地方自治455号81頁）。

3 検討

(1) 判断要素

本件処分当時、請求人が経済的に余裕のある生活を送っていたとか、まとまった現金・預貯金を所持していたといった事情はうかがわれない。

そのような状況下で、本件過支給相当額を返還しなければならないとすれば、請求人の生活に影響を与えかねないことは容易に想像できるというべきであり、請求人の自立更生が阻害されるおそれがあったと認められる。

(2) 上記判断要素の調査

法は、様々な場面において、保護の実施機関に対し、被保護者の生活状況、収入・財産状況等につき調査する義務ないし権限があることを規定している（法第25条第2項、第28条第1項、第29条第1項等）。

法第63条に基づく裁量権を行使するにあたっても、上記（1）のような判断要素を検討するための前提として、保護の実施機関には、被保護者から生活状況、収入・財産状況等を聴き取るなどの調査義務があることは明らかである。

ところが、処分庁は、本件処分を行うにあたって、請求人の生活状況、収入・財産状況等を聴き取るなどの調査を何ら実施していない。

(3) 本件処分に裁量権の逸脱又は濫用があったか

上記（1）のとおり、本件処分には請求人の自立を阻害するおそれがあったにもかかわらず、処分庁は、そのような事情を調査・検討することなく、本件処分に及んでいる。

したがって、本件処分は、請求人の自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められるから、行政庁による裁量権の逸脱又は濫用があったというべきである。

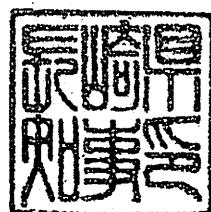
(4) 以上から、本件処分には裁量権の逸脱又は濫用があったと認められるから、請求人によるその他の主張を検討するまでもなく、本件処分は違法である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年9月24日

審査庁 長崎県知事 中村 法道



(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において、長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

